

第3次四日市市市民協働促進計画策定支援業務委託
公募型プロポーザル募集要項

1. 業務の概要

(1) 業務名

第3次四日市市市民協働促進計画策定支援業務委託

(2) 業務の目的

本市では、市民活動が公共の場で果たす役割の大きさを市民一人一人が理解し、これを促進させるためのしくみを定め、真に暮らしやすいまちとなることを目指して平成26年12月に制定した「四日市市市民協働促進条例」(以下、「条例」という。)に基づき、市民協働を促進する施策を総合的かつ計画的に実施していくため「第1次四日市市市民協働促進計画」「第2次市民協働促進計画」を策定している。

本業務は、「第2次市民協働促進計画」の計画期間が令和7年度をもって終了することから、令和8年度～令和12年度までの5ヵ年を計画期間とした第3次四日市市市民協働促進計画の策定にかかる支援を行うものである。

(3) 業務内容

別添「第3次四日市市市民協働促進計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約の日から令和8年3月19日まで

2. 委託料(見積り限度額)

4,000千円(消費税及び地方消費税を含む)

3. 契約までのスケジュール

令和7年4月1日(火) 募集要項等の公表

令和7年4月16日(水) 参加意向申出書の提出期限及び質問受付期限

令和7年4月21日(月) 参加資格審査結果の通知及び質問回答

令和7年5月7日(水) 企画提案書の提出期限

令和7年5月15日(木) プロポーザル審査

令和7年5月22日(木) 審査結果の通知

令和7年5月下旬 契約手続き

※ 審査日程の変更は対象者にのみ通知します。

※ 事業内容に関する説明会は開催しません。

4. 参加資格要件

プロポーザルに参加する者（以下、「応募者」という。）は、次に掲げる事項の全ての条件を満たすものとします。

- ① 過去5年以内（平成27年度から令和元年度までの間）に、地方公共団体が策定する複数年にわたる計画の策定支援業務を元請として完了した実績を有していること。
- ② プロポーザル実施公表の日から受託候補者の特定の日まで、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準（平成21年6月1日施行）の規定による入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

5. 参加申込・資格審査

様式1「参加意向申出書」（別紙様式1）を令和7年4月16日（水）までに、持込又は郵送により提出してください。参加資格審査結果は、各応募者へ「参加資格審査結果通知書」を郵送及び電子メールにより通知します。

6. 質疑・回答

当事業に関する質問は、令和7年4月16日（水）までに、Eメール（任意様式 Word 形式）にて問い合わせしてください。受診した全ての質問に対する回答を、全応募者に対してEメールにより通知します。

7. 企画提案書の作成

（1）企画提案書作成上の基本的事項

本プロポーザルは、第3次四日市市市民協働促進計画策定支援業務委託における具体的な取組手法や取組の創意工夫について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部の作成や提出を求めるものではありません。

（2）企画提案書の作成方法

下記の事項について、資料を作成してください。

- ① 企画提案書（様式2）
- ② 業務実施体制（様式3）

本業務の実施体制を記載してください。また、当該業務の一部を再委託する場合は、その内容と予定される再委託先を記載してください。

③管理技術者・担当技術者の経歴（様式4）

本業務の管理技術者、担当技術者について、氏名及び所属・役職、経歴、業務実績（四日市市内及び近隣市町等での業務実績：5件まで）等を記載してください。なお、当該実績がない場合は「なし」と記載してください。

④管理技術者のみの過去10年間の業務実績について（様式5）

予定される管理技術者が過去10年間に従事した業務実績を上記（様式4）から代表事例1件を選定して記載してください。

⑤取組方針や業務実施手法等について（様式6）

本業務における下記の特定期間に対する考え方を記載してください。

社会情勢の変化を踏まえ、持続可能な市民協働の実現に向けて行政が取り組むべき手法について（A4用紙1枚以内）

⑥事業委託に係る費用の参考積算内訳（消費税抜き、任意様式）

8. 企画提案書の提出

企画提案書は、令和7年5月7日(水)までに、6部（正副の区別なし）提出してください。

9. 書類提出方法

参加意向申出書、企画提案書とも、持込または郵便にて下記に提出してください。

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号

四日市市役所5階 市民生活部 市民協働安全課

持込の場合は締切当日までの土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分間に、郵便の場合は簡易書留とし、締切当日の午後5時までに提出

10. 審査方法

本市職員で組織する選考委員会において、企画提案書の書面選考を行うとともに、企画提案書の提出者を対象に、企画提案書の内容にかかるヒアリングによるプロポーザル審査を次のとおり実施します。

(1) プロポーザル審査

①令和7年5月15日（木）午後に1団体20分程度で実施

②審査の順は、市が決定

(※詳細については応募者個別に通知します。)

(2) 最優秀者の決定

選考委員会において、企画提案書やヒアリングの内容を評価要領に基づき総合的に評価し、最優秀者を決定する。

1 1. 審査結果

審査終了後、市のホームページ上に参加者名及び候補者名を公表するとともに、各応募者へ「プロポーザル審査結果通知書」にて郵送または電子メールにより通知する。

1 2. 提出書類の取り扱い

- 提出書類は応募者へ返還しない。
- 提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、法令等に基づき応募者の許諾を得た上で公表する場合がある。

1 3. 情報公開及び提供

市ホームページに以下の情報を掲載する。

- 候補者決定前：募集要項、企画提案書作成要領、審査要項
- 候補者決定後：参加者名、決定された候補者

1 4. 問い合わせ

四日市市 市民生活部 市民協働安全課

TEL:059-354-8179/FAX:059-354-8316

電子メール shiminkyoudouanzen@city.yokkaichi.mie.jp

(送受信を電話で確認すること)

1 5. その他

- プロポーザルに要する経費は応募者の負担とする。
- 応募を取り下げの場合は、速やかに文書にて連絡すること。辞退により不都合な取り扱いはしない。
- 次のいずれかに該当する企画提案書は無効とする。
 - ・ 定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合
 - ・ 提案内容に虚偽がある場合
 - ・ 応募者及び協力会社が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合